

〔昭和十五年十二月〕

(注記1) 発体九四号
 十二月十二日 文書課長 (有原) 発
 送 12月17日 起案者 (松田)
 (注記2)

昭和十五年十月二十六日起案

学校衛生掛長 (大西) 印
 事務官 (羽田) 印
 体育課長 (小笠原) 印
 次官 (菊池) 印
 専門学務局長 (水井) 印
 普通学務局長 (中野) 印
 実業学務局長 (関口) 印
 学校衛生掛長 (有光) 印
 事務官 (金丸) 印
 事務官 (宮崎) 印
 事務官 (石坂) 印
 事務官 (久保) 印
 事務官 (田中) 印
 事務官 (前見) 印
 事務官 (林) 印
 事務官 (花押) 印
 事務官 (池水) 印
 事務官 (塚) 印
 事務官 (久生) 印
 事務官 (鈴木) 印
 事務官 (関口) 印
 事務官 (注記3)

直轄学校長
 私立大学高等専門学校長
 宛
 学生生徒ノ保健ニ関スル件

(注記4) 学生生徒ノ保健ニ関シテハ昭和十四年一月次官通牒ノ次第モ有之ニ夫々御配意ノコトト存ズルモ今般別紙ノ通陸軍次官ヨリノ要望モ有之タルニ付テハ向後学生生徒ノ保健向上施設ニ関シ一層御留意ノ上之方実施ニ遺憾ナキヲ期スル様致度此段重ネテ

通牒ニ及ブ

案ノ二

年月日

陸軍次官宛

次官

学生生徒ノ保健ニ関スル件

学生生徒ノ保健ニ関シテハ本省ニ於テモ予テヨリ大ニ留意致居次第二テ昭和十四年一月文部省直轄学校長及私立ノ大学高等専門学校長ニ対シ別紙(一)ノ如キ通牒ヲ發シ銳意之ガ対策ヲ講ゼシムルト共ニ本省ニ於テモ之ニ関シ種々施設指導ヲ加ヘツツアリタルモ今般貴官ヨリ陸普第五九四〇号ヲ以テ御通牒ノ次第有之タルニ就テハ不取敢前記ノ諸学校ニ対シ別紙(二)ノ通り通牒致候間御了知相成度尚学生生徒ノ保健向上ニ関シテハ向後一層之ガ施設指導ヲ(抹消)強化ヲ図リ遺憾ナキヲ期シ度所存ニテ明年度予算ニ於テ(ハ)(モ)学校ニ於ケル健康相談施設ノ充実、身体検査ノ改善等ニ関シ(テハ)經費助成ノ途ヲ考慮痛シ居ル次第ニ有之候ニ付御了承相成度此段及御通知候
 (加筆・朱書) 備考

一、案ノ一ニハ別紙(三)陸普第五九四〇号写ヲ(別紙トシ)添付スルコト
 (加筆・抹消)

二、案ノ一ニハ別紙(一)、(二)ヲ添付スルコト
 (抹消)
 別紙(二)ハ案ノ一ノ通牒(写)ヲ(以テ)之ニ充ツルコト
 (加筆)
 別紙(一)
 (加筆・朱書)

発体一一五号

昭和十四年一月十日

文 部 次 官

殿

学生生徒ノ保健ニ関スル件依命通牒

学生生徒ノ保健ニ関シテハ己ニ夫々適切ナル施設指導ヲ加ヘツ、アルコト、存スルモ、最近本省ノ調査ニ依レハ学生生徒ノ健康状態ハ尚改善ヲ要スヘキモノ多々アルモノト思料セララル、ヲ以テ、特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ之カ対策ニ関シテハ深甚ナル注意ヲ払ハレ度就中学生生徒ニ対スル衛生思想ノ普及ニ依リテ規律撰生ノ生活ヲ実行セシメ自ラ健康ノ向上ニカメシムルト共ニ左記事項ニ留意シ一層学生生徒ノ保健養護ニ力ヲ致シ、以テ健康ノ保持増進ニ資セラル、様致度依命通牒ニ及フ

記

- 一、入学試験ニ於ケル身体検査ヲ一層嚴重ニスルコト、成ルヘクレントゲン検査、マントウ氏反応検査、赤血球沈降速度測定等ヲ併セ実施シ結核性疾患ノ発見ニカムルコト。
- 二、定期身体検査ヲ一層精細ニ実施スルハ勿論臨時身体検査ヲ隨時施行シ、以テ学生生徒ノ健康ニ関スル適切ナル指導ヲ与フルコト。
- 三、健康相談ニ関スル施設ヲ設ケ、学生生徒ヲシテ常時健康相談ヲ受ケシメ、個人的ニ健康ニ関スル指導ヲ与フルト共ニ必要ニ応シ適切ナル処置ヲ講スルコト。

四、寄宿舎アル場合ニハ其ノ設備ノ衛生ニ留意スルハ勿論寄宿生ノ栄養運動、其ノ他寮舎生活ノ全般ニ関シ一層十分ナル衛

生の指導ヲ与フルコト。

五、衛生思想ノ涵養ヲ図ル為適當ノ機会ヲ選ビ適切ナル内容ニ就キ衛生講演会ヲ開催スルコト。

六、学生生徒保健委員会等ヲ設ケ、学生生徒ノ健康ニ関シ、調査研究ヲ進メ、学校ノ実情ニ即シ適切ナル保健養護ノ対策ニ遺憾ナキヲ期スルコト。

陸普第五九四〇号

(注記6)

学生生徒ノ保健ニ関スル要望ノ件通牒

昭和十五年八月廿七日

陸軍次官 阿南惟幾

文部次官 菊池豊三郎殿

(注記7)

本年陸軍ニ於テ実施セシ陸軍衛生部依託学生生徒、陸軍軍医候補生召募ニ関スル志願者身体検査ノ結果ハ別紙ノ如ク其ノ成績ハ不良ニシテ全学生生徒ノ保健ノ状況ハ真ニ寒心スヘキモノアルヘキヲ推察セラレ候

曩ニ陸軍ハ国防上必要ナル医師ノ養成ニ関シ要望シ帝国大学及医科大学ニ附属医学専門部設置セラレ医師数ニ対スル御配慮ヲ得候ヘ共医学校ニ於ケル学生、生徒ノ身体的素養ノ斯クノ如キ状況ニ於テハ医師数ノ増加ニ拘ハラズ将来国防上必要ノ要員ヲ獲得シ得サルニ至ルヘキヲ憂フルヲ以テ大学、専門学校及高等学校ニ於ケル入学時ノ身体検査ノ適正ト入学後ニ於ケル保健ニ関シ更ニ一層ノ指導相成度及通牒候也

(加筆 朱線)

(注記 1)

「完結」

(注記 2)

「合 360」

(注記 3)

「記録掛 19・7・17 受領」

(注記 4)

「二七」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「別紙」
抹消 (三) 加筆 (二)

(注記 6)

「目録」

(注記 7)

「文部省 官体 209号 昭和 15・8・28」

(下札)

(曹我)

①種別 つ四ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通牒 学生生徒ノ保健ニ関スル件 / 番号 / 終了年月日 昭一五

一二、一七 / 保存年限 ムキ / 枚数

「自昭 14 年至昭 18 年 学校衛生総記」
文部省 3A. 32-7. 2519